

高齢者等入浴優待券を交付します

広報3月号の折込チラシでもお知らせしましたが、令和5年度から申請・交付方法を変更します。  
申請については、令和4年度に申請をした人は申請不要とし、交付については、町から優待券を簡易書留で郵送します。

なお、年度途中に対象者となった人や令和4年度に優待券の申請をしておらず、新たに令和5年度に申請する人は、役場庁舎別館窓口で申請する必要があります。

※転居などで住所や氏名に変更があった人や転出などで交付対象外となった人も申請が必要となります。

**対象者** 次のいずれかの該当者

- ・満70歳以上
- ・身体障害者手帳1級、2級
- ・療育手帳A判定
- ・精神障害者手帳1級

**交付枚数** 12枚

**必要書類** 生年月日が確認できる書類（被保険者証など）、各種手帳

**申請場所** 福祉給付課社会福祉係

※町税などを滞納し、納付について著しく誠実性を欠く場合は、交付できません。



福祉給付課社会福祉係

心身障がい者一般巡回相談のお知らせ

道立心身障害者総合相談所による巡回相談が次の日程で開催されますので、相談を希望される人は、開催日の1か月前までに福祉給付課社会福祉係へ申し込みください。  
また、そのほかの地域においても実施予定がありますので、問い合わせください。

**開催日**

- ・紋別市 7月6日(木)
- ・北見市 5月16日(火)、17日(水)
- 10月17日(火)、18日(水)
- 令和6年1月17日(水)
- ・網走市 7月4日(火)、5日(水)
- 令和6年1月16日(火)

**対象者**

- ・18歳以上の身体障がい者で電動車いすなどの直接判定を要する補装具の交付を希望する人
- ・18歳以上の知的障がい者で療育手帳の新規または再判定を希望する人
- ・そのほか、専門的判定を必要とする人

福祉給付課社会福祉係

特別児童扶養手当制度のお知らせ

精神または身体に障がい有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母(どちらか所得の高い人が受給者となります)、父母以外の者が児童を養育している人に手当が支

白寿(99歳)お祝いプレゼント

白寿(99歳)を迎えられた水野芳さんに、祝金と祝状の贈呈が行われました。  
ご長寿おめでとうございます。



福祉給付課社会福祉係

巡回児童相談のお知らせ

「巡回児童相談」は、北見児童相談所から専門の相談員と判定員が雄武町へ来町し、18歳未満の児童を対象として、言葉の遅れや行動が気になる、ほかの子に比べて幼い感じがするなどの悩みをお伺いしながら、さまざまなサポートを行いますので、相談を希望される人は、福祉給付課社会福祉係へ申し込みください。

**相談内容**

- ・療育手帳などの判定
- ・18歳未満の子どもの心や体に関する相談
- ・学校や家庭での問題についての相談
- ・言葉の障がい、身体の障がいなど
- ・そのほか子どもに関する相談

給されます。ただし、次の場合は手当が支給されません。

- ・父母などに監護されていない(施設入所など)とき
- ・障がい児が日本国内に住所を有しないとき
- ・障がい児が当該障害を支給事由とする年金を受給しているとき(ただし全額支給停止の時を除く)
- ・20歳未満で就労し、厚生年金加入者が交通事故等で障害となった場合など※障害厚生年金の取扱いによる)
- ・当該父母が、日本国内に住所を有しないとき

児童の障害等級

▼1級 身体障害者手帳1級と2級の一部、療育手帳の判定がA、精神障害者保健福祉手帳1級がおおむね該当

▼2級 身体障害者手帳2級の一部と3級、4級の一部、療育手帳の判定がB、精神障害者保健福祉手帳2級がおおむね該当

※いずれも、診断書などをもとに北海道にて判定を行います。

※これらは目安であり、手帳を保有している必要はありません。

新規認定請求の際の必要書類など

- ・認定請求書
- ・住民票(請求者および対象児童の属する世帯全員のもの。里親の場合は対象児童が同一の住民票に属しているもの。共通事項として、記載事項は個人番号を含めて

**開催日** 8月29日(火)、8月30日(水)、8月31日(木)、10月3日(火)、10月4日(水)、10月5日(木)

※相談内容や希望者が多い場合は、別途調整する場合があります。

**開催場所**

役場庁舎別館

福祉給付課社会福祉係



4月は「20歳未満飲酒防止強調月間」

成長過程にある20歳未満の者の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、20歳未満の者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

20歳未満の者がお酒を飲んではいけない5つの理由

- ・脳の機能を低下させます。
- ・肝臓をはじめとする臓器に障害を起しやすくなります。

すべて省略しないもの)

- ・戸籍謄本または抄本(請求者および対象児童のもの。外国人の場合は該当なし)
- ・診断書など(手帳保有者は、診断書を省略できる場合あり)
- ・口座振替申出書(金融機関の証明印を受ける必要あり)
- ・支給に係る調査等のための同意書・通帳の写し(請求者のフリガナと同一の口座名義のもの)
- ・※認定請求書、診断書など、口座振替申出書、受給資格に関する同意書の用紙は福祉給付課社会福祉係窓口にあります。
- ・※診断書は、申請日からおおむね2か月以内に発行されたものに限ります。診断書などを除き、必要書類は発行(作成)から1か月以内のものに限ります。
- ・※個々の状況に応じて、前述した必要書類以外の書類を要する場合があります。

手当額

1級 5万3700円  
2級 3万5760円

手当は年3回、4か月分ずつ支給され、12・1・2・3月分が4月11日、4・5・6・7月分が8月10日、8・9・10・11月分が12月11日に支給されます。

※受給資格の喪失時などは、支給日待つことなく随時払となります。

福祉給付課社会福祉係

酒類業者の取り組み

店頭での年齢確認などにより20歳未満の者の飲酒防止に取り組んでいるほか、各地域で「20歳未満飲酒防止キャンペーン」などの啓発活動を行っています。

20歳未満の者の飲酒につながる広告・宣伝をしないよう、自主基準を定めています。

国税庁ホームページ

https://www.nta.go.jp

国税庁の取り組み

酒類業者に対して、20歳未満の者に酒類を販売しないよう指導するとともに、酒類の容器または包装には「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨を、酒類の陳列場所には「酒類の売場である」旨および「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類



20歳以上ですか? はい

国別別税務署

☎ 0158-23-2191